

杉並区生活安全及び環境美化に関する条例

平成15年3月17日

条例第15号

改正 平成16年10月12日条例第31号

清潔で美しい杉並区をみんなでつくる条例（平成10年杉並区条例第18号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、生活安全及び環境美化について必要な事項を定めることにより、生活安全及び環境美化に関する区民等及び事業者の意識の高揚に努め、その自主的な活動を支援するとともに、地域の犯罪の防止及び環境美化の促進を図り、もって安全で快適な杉並区（以下「区」という。）をつくることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民等 区民（区内に居住する者をいう。以下同じ。）及び区内に滞在し、又は区内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 区内において、事業活動を行うものをいう。
- (3) 関係行政機関 区の区域を管轄する警察署、消防署、国道及び都道の管理事務所その他の行政機関をいう。
- (4) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物をいう。
- (5) 空き缶等 飲料、食料等を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器をいう。
- (6) 公共の場所 道路、公園、河川、駅前広場その他の公共の用に供する場所（屋外に限る。）をいう。
- (7) 落書き 公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する建築物その他の工作物を、みだりに塗料等により汚損することをいう。

（区の責務）

第3条 区は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を実施しなければならない。

- (1) 区民等及び事業者の生活安全及び環境美化に関する意識の啓発
- (2) 区民等及び事業者の行う生活安全及び環境美化に関する活動の支援
- (3) 安全で快適な地域社会をつくるための環境の整備

（区民等の責務）

第4条 区民等は、相互に協力して生活安全の確保及び環境美化の推進に努めるものとする。

2 区民等は、次に掲げる事項をしてはならない。

- (1) 吸い殻等及び空き缶等をみだりに公共の場所に捨てること。
- (2) 落書きをすること。
- (3) 自己の所有し、又は飼養（保管を含む。）する犬のふんをみだりに公共の場所に放置すること。

3 区民等は、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 公共の場所を歩行中（自転車乗車中を含む。）に喫煙をしないこと。

(2) 吸い殻入れが備え付けられていない公共の場所で喫煙をするときは、携帯用吸い殻入れを携帯し、これを使用すること。

- 4 区民等は、自動車（原動機付き自転車を含む。）及び自転車、家具、電気器具その他の粗大ごみをみだりに公共の場所に捨ててはならない。
- 5 区内の土地又は建築物（以下「土地等」という。）を所有し、又は管理するものは、当該土地等を不良な状態（みだりに草木を繁茂させ、又は廃棄物を放置すること等により、当該土地等の周辺に居住する者の健康の保持若しくは生活環境の保全又は防犯上支障を生ずるおそれのある状態をいう。以下同じ。）にしないように、適正に管理しなければならない。
- 6 区民等は、この条例の目的を達成するため、区及び関係行政機関が実施する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、区内に有する事業所の周辺その他事業活動を行う地域において、生活安全の確保及び環境美化の推進に努めなければならない。

- 2 吸い殻等及び空き缶等の散乱の原因となるおそれのあるたばこ、飲料等の製造、加工、販売等を行う事業者は、吸い殻等及び空き缶等の散乱を防止するため、区民等に対する意識の啓発に努めなければならない。
- 3 空き缶等の散乱の原因となるおそれのある飲料、食料等の販売を行う事業者は、販売場所（自動販売機の設置場所を含む。）に空き缶等の回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。
- 4 事業者は、看板、立札、ポスターその他これらに類する物をみだりに公共の場所に放置してはならない。
- 5 事業者は、この条例の目的を達成するため、区及び関係行政機関が実施する施策に協力しなければならない。

（関係行政機関の責務）

第6条 関係行政機関は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するものとする。

（区民の自主的な組織活動への支援）

第7条 区長は、生活安全の確保及び環境美化の推進に関する区民の自主的な組織活動を支援することができる。

（安全な地域社会をつくるための環境の整備）

第8条 区長は、共同住宅、大規模な店舗その他の規則で定める建築物（以下「共同住宅等」という。）について、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認申請を行おうとする建築主に対し、防犯設備の設置について、あらかじめ、当該共同住宅等の敷地を管轄する警察署と協議をするよう指導するものとする。

- 2 区長は、街路灯の整備その他の生活安全に係る環境の整備に努めなければならない。

（ビラ等の散乱の防止等）

第9条 何人も、屋外広告物（第3項に掲げる文書図画を除く。）を掲出し、又はビラその他の宣伝用の物品（以下「ビラ等」という。）を配布するときは、まちの景観及び通行の安全を害してはならない。

- 2 公共の場所において、ビラ等を配布し、又は配布されたものは、そのビラ等が散乱したときは、速やかにこれを回収し、当該公共の場所の清掃を行わなければならない。
- 3 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づき撤去すべき期日等が定められている選挙運動用又は政治活動用の文書図画を掲示した者（掲示責任者を含む。）は、当該期日等までに、当該

文書図画を撤去しなければならない。

(草木の除去及び廃棄物の処理の委託)

第9条の2 不良な状態にある土地等を所有し、又は管理する者は、疾病その他やむを得ない理由により、自ら草木の除去及び廃棄物の処理をすることができないときは、これを区長に委託することができる。

(生活安全・環境美化推進モデル地区)

第10条 区長は、吸い殻等及び空き缶等の散乱が著しく、又は屋外広告物が放置され、かつ、特に生活安全の確保及び環境美化の推進を図る必要があると認められる地区を、生活安全・環境美化推進モデル地区（以下「推進モデル地区」という。）として、指定することができる。

2 区長は、推進モデル地区において、関係行政機関の協力を得て、第3条各号に掲げる事項を重点的に実施するものとする。

3 区長は、推進モデル地区を指定しようとするときは、当該推進モデル地区の区民及び区内に滞在する者の意見を聴くとともに、当該推進モデル地区を管轄する警察署と協議するものとする。

4 区長は、第1項の推進モデル地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

5 前2項の規定は、推進モデル地区を変更し、又は解除する場合について準用する。

(路上禁煙地区)

第11条 区長は、特に必要があると認める地区を、路上禁煙地区として指定することができる。

2 前項の指定は、終日又は時間帯を限って行うことができる。

3 路上禁煙地区においては、道路上で喫煙する行為及び道路上（沿道の植栽帯を含む。）に吸い殻を捨てる行為を禁止する。

4 区長は、路上禁煙地区を指定しようとするときは、当該地区の区民及び区内に滞在する者の意見を聴くとともに、当該路上禁煙地区を管轄する警察署と協議するものとする。

5 区長は、路上禁煙地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

6 前2項の規定は、路上禁煙地区を変更し、又は解除する場合について準用する。

(指定の見直し)

第12条 第10条第1項の推進モデル地区及び前条第1項の路上禁煙地区の指定の見直しは、1年ごとに行うものとする。

(協議会の設置)

第13条 生活安全及び環境美化に関する施策の実施に関し、区長の諮問に応じて調査審議するため、杉並区生活安全協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、生活安全及び環境美化に関する事項について、区長に意見を述べることができる。

(協議会の組織)

第14条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

(1) 区民

(2) 学識経験者

(3) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会長)

第15条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
(協議会の会議)

第16条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(勧告及び命令)

第17条 区長は、第5条第3項の規定に違反している事業者に対し、回収容器を設置し、又はこれを適正に管理するよう勧告することができる。

2 区長は、第9条第1項の規定に違反した者に対し、屋外広告物の撤去又は通行の安全の確保その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。

3 区長は、第9条第3項の規定に違反した者に対し、文書図画の撤去その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。

4 区長は、第4条第2項各号若しくは同条第4項の規定に違反した者又は同条第5項若しくは第9条第2項の規定に違反したものに対し、生活環境を著しく害していると認めるときは、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

5 区長は、第1項から第3項までの規定による勧告又は前項の規定による命令を受けたものが、正当な理由なくその勧告又は命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(代執行)

第17条の2 区長は、第4条第5項の規定に違反して前条第4項の規定による必要な改善その他必要な措置を命ぜられた者がこれを履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の規定により、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

(立入調査)

第17条の3 区長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、その状況を調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰金)

第19条 推進モデル地区内において第4条第2項各号の規定に違反し、第17条第4項の命令を受けてこれに従わなかった者は、5万円以下の罰金に処する。

(告発)

第20条 前条に該当する者があるときは、区長は、これを告発するものとする。

(過料)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の過料に処する。

(1) 推進モデル地区内において第4条第2項各号の規定に違反し、生活環境を著しく害していると認められる者(次号に該当するものを除く。)

(2) 第11条第3項の規定に違反して喫煙し、又は吸い殻を捨てた者

附 則

1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。ただし、第19条から第21条までの規定は、規則で定める日から施行する。

（平成21年規則第29号で第21条（第1号を除く。）の規定は、平成21年10月1日から施行）

2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成16年10月12日条例第31号）

この条例は、平成16年11月1日から施行する。